

平成 28 年 5 月

国 税 庁 長 官
中 原 広 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

国税の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成 26 年 6 月に公表された『日本再興戦略』改訂 2014「未来への挑戦」や諸外国の動向、IT 技術を活用した新たな決済サービスの普及など昨今の動向等を踏まえて、決済インフラの高度化、ひいては経済の活性化と国民生活の向上を図るため、金融機関の振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼動の実現などにより、世界最先端の決済サービスを提供することを目指し、現在、検討を進めております。

また、平成 27 年 12 月に公表された金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、決済インフラの更なる高度化に向けた検討を行っております。

一方、貴庁におかれては、平成 21 年 9 月からペイジー「ダイレクト方式」による国税納付の取扱いを開始されているほか、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）にもとづき、平成 29 年 1 月からの利用が予定されている「情報提供等記録開示システム」（以下「マイナポータル」という。）については、平成 27 年 6 月に取りまとめられた「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」において、「マイナポータルにおいて、税・年金等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスを提供する。」ことが盛り込まれております。

ペイジーを利用した国税の納付は、納税者の利便性向上や税・年金等に関するワンストップ型サービスの提供に資するとともに、金融機関の事務効率化に繋がるものであり、決済インフラの高度化を通じた経済の活性化と国民生活の向上を図る金融界の取組みと軌を一にするものと考えております。金融界といたしましても、引き続き、ペイジーを利用した国税納付の普及拡大に向けて、鋭意努力してまいります。

しかしながら、ペイジーへの対応には、各金融機関におけるシステム開発費用に加え、外部の共同利用サービスの処理費用など相当のコスト負担を要します。このため、ペイジーについて納税者の利用促進に向けた措置に加えて、各金融機関のコストに見合った手数料の適正化が必要と考えております。

また、納税者の視点に立つと、国税の電子申告、電子納付の利用促進のためには、国税と同様に地方税についてもペイジーを利用して簡便に電子納付が可能となることが肝要であります。

つきましては、下記の項目を平成 29 年度予算要求の重点項目として取りあげていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 国税のダイレクト方式の利用促進に向けた措置

ダイレクト方式は、税理士が中小企業等の国税の電子納付を代理で行う際の手続きが容易になるなど電子納付に適したものと考えられる。既に貴庁では e-Tax の受付時間の延長等の利便性を高める取扱いを実施されているが、更なるダイレクト方式の利用拡大のために、次の措置の検討をお願いしたい。

- ・電子申告の利用者や税理士等に対して、本方式の利用申込みの推奨を積極的に進めていただきたい。
- ・電子申告とダイレクト方式による電子納付の利用促進のために、納税者や取扱金融機関に対するインセンティブ付与を検討いただきたい。

2. ダイレクト方式および預金口座振替に係る経費負担の適正化

ダイレクト方式による収納に当たっては、各取扱金融機関において、各利用者のシステム登録を行い、ベンダーが提供するダイレクト方式共同利用サービス等を利用して、国税庁のシステム等との間で電子データの処理を行う必要があり、これら事務処理にはコスト負担を要する。さらには、貴庁からの口座振替指示にもとづく即時振替を行うためには各金融機関のシステム開発に相当のコスト負担も発生する。現在、ダイレクト方式の振替手数料は、

貴庁の公募要領により 1 件当たり 10.8 円を負担いただくこととなっているが、当該手数料について、各取扱金融機関における収支相償の原則の観点から、その事務処理コストに見合った適正化をお願いしたい。

同様に、従来の預金口座振替に係る実質手数料についても、引き続き取扱金融機関の口座振替の事務処理コストに見合った適正化をお願いしたい。

3. 電子申告・電子納付に関する地方税との連携

納税者の利便性を飛躍的に向上させ、国税の電子申告・電子納付の一層の利用拡大を図るためには、納税者が国税と地方税について同時かつ簡便に電子申告や電子納付を行えることが肝要と考える。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、政府は、法律の施行後 1 年を目途としてマイナポータルを設置し、その活用を図ることとしているが、これまでの検討の中では、国税の納付のために税務署に提出する源泉徴収票（e-Tax 経由で提出可）と地方税の納付のために各地方公共団体に提出する給与支払報告書（eLTAX 経由で提出可）について、その電子的提出先の一元化や、ペイジーを含む電子決済機能を用いた国税および地方税の納付等の方向性が示されている。こうした対応の方向性は、国税および地方税の電子申告等を行う納税者の利便性向上の観点から、大変望ましいものと考えられる。

上記のとおり、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」で、国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせ、従来それぞれに行う必要があった、国税および地方税に係る申請・申告・納付等の手続について、マイナポータルにおいて、一括的に処理できるようなワンストップ型サービスを提供することが盛り込まれたことも踏まえ、マイナポータルの構築に当たっては、将来的な国税（e-Tax）と地方税（eLTAX）の連携について関係省庁間で十分な調整を行うとともに、電子申告に加え、国税および地方税の電子納付が同時かつ簡便に行えるよう、特に地方税へのペイジー「ダイレクト方式」の早期導入について、貴庁と総務省等関係省庁が連携して検討を進めていただくようお願いしたい。

以 上